令和元年度 第1回 知立市都市計画審議会

議事録

(1) 会議の日時及び場所

開催日時 令和元年11月7日(木)

10時00分~ 12時00分

開催場所 第1会議室

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

委員数9名出席者6名欠席者3名

	氏 名	出席	欠 席
委員	田中健	0	
委員	柴田 高伸		0
委員	石原 國彦	0	
委員	新美 文二		0
委員	飯田 善賢	0	
委員	隅田 薫	0	
委員	川地 史温	0	
委員	矢野 正和		0
委員	神谷 正明	0	

(3) 傍 聴 人 1名

(4) 出席市職員の職氏名

長 林 市 郁 夫 備 長 雅宏 市 整 尾 崎 都市整備部都市計画課長 尚 忠 賢 田 都市計画課長補佐兼都市企画係長 石 原 英 泰 都市計画課公園緑地係長 聡 後 藤 都市計画課公園緑地係主査 径 佑 深 谷 都市計画課都市企画係主事 田 亮 祐 庭 都市計画課都市企画係主事 藤 本 佳 織

(5) 会議に付した議題及び配布資料

(議案第1号) 西三河都市計画 生産緑地地区の変更

• 都市計画変更資料

(諮問第1号) 知立市都市計画マスタープラン (案) について

- ・知立市都市計画マスタープラン (案)
- ・知立市都市計画マスタープラン (案) 概要版

(諮問第2号) 知立市緑の基本計画 (案) について

- ・知立市緑の基本計画(案)
- ・知立市緑の基本計画(案)概要版

「議事の概要及び経過」

【事務局】

みなさん、おはようございます。本日はお忙しい中、知立市都市計画審議会にご出席 いただきましてありがとうございます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、都市計画課長の岡田と申します。よろしく お願いします。

はじめに、知立市長より挨拶を申し上げます。

【市長】

皆さん、改めましておはようございます。本日は、ご多忙中にもかかわらず、知立市都市計画 審議会にご出席くださいまして誠にありがとうございます。

日頃は、本市の都市計画事業に対しまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本日皆様にご審議いただく議題は、「生産緑地地区の変更」でございます。この生産緑地地区の変更は、毎年ご審議いただいております生産緑地地区の除外等に伴う面積の変更を行うものでございます。

また、諮問案件として「知立市都市計画マスタープラン(案)、緑の基本計画(案)」について ご説明をさせていただきます。

この都市計画マスタープランと緑の基本計画というのは、どちらも、知立市が将来あるべき姿を示す重要な計画であります。知立市にとってより良いまちづくりができるよう、昨年度より、改定作業を進めているところでございます。

本日は取りまとめた計画案につきまして、都市計画審議会の皆様からのご意見をいただきたい と思いますので、よろしくお願いいたします。

以上の案件に対しまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

【事務局】

続きまして、今年度委員の方の変更がございましたので、事務局よりご紹介をさせていただきます。

-紹介-

それでは、隅田会長よりご挨拶をいただいた後、以降の議事進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【隅田会長】

ただ今より、令和元年度第1回知立市都市計画審議会を開催します。

皆様のご協力を得て、審議会をスムーズに進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日の出席委員は6名で、知立市都市計画審議会設置条例第7条第3項の規定による定数に達 しています。

なお、知立市都市計画審議会運営要綱第6条第1項の規定による、本日の議事録署名人を「石

原委員」と「神谷委員」にお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第1号「西三河都市計画 生産緑地地区の変更」についての説明を、事務局よりお願いします。

【事務局】

それでは、お手元の議案書に沿ってご説明させていただきます。

本日お配りした議案書の議案第1号「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」をご覧ください。

まず始めに、今回の都市計画変更の概要を説明させていただきます。今回の案件は、生産緑地地区の面積を約25.5ha に変更するものです。変更する理由としましては、生産緑地法第14条の生産緑地地地区における制限の解除が行われたもの、面積要件を満たさなくなったもの及び団地が分断したものについて、一部区域を変更するためです。

次に、生産緑地地区の変更理由書をご覧ください。生産緑地制度というのは、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ市街化区域内の農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とされています。

続いて、生産緑地地区の指定要件として、具体的にどのような農地等が生産緑地として指定されているかと言いますと、一つ目、公害や災害を防止し、都市の環境の確保に効用があり、公共施設などの敷地の用に供する土地として適していること。二つ目、面積が一団で 500 ㎡以上あること。三つ目、農林漁業の継続が可能な条件を備えていること。この三つの要件全てに該当する市街化区域内の農地等が生産緑地として指定できるとされています。

生産緑地地区内における行為の制限ですが、生産緑地に指定されると、農地等として管理することが義務付けられます。そのため、建築物の建築や、土地の区画形質の変更等は、原則として行うことができません。

しかし、今回の案件では、買取りの申出があった場合において、その申出の目から3ヶ月以内に 所有権の移転が行われなかった場合。これらの変更によって、残った農地では生産緑地地区とし ての指定要件を欠く場合。団地が分断したため、新たに団地番号をつけた場合。以上の3つの理 由により都市計画変更をする、ということになります。

買取りの申出というのは、生産緑地を指定してから30年が経過した場合、農地の主たる従事者が死亡した場合、農業に従事することが不可能な故障をされた場合に、所有者から市長に対して、 生産緑地の買取りを申し出ることが出来るという制度です。

この買取り申出が提出されますと、まず知立市と愛知県で買取りの検討をします。そこで買取らない場合は、農業委員会へ斡旋をお願いします。そこでも希望者が現れないときは、土地利用の制限が解除されます。これにより、建築等ができるようになりますが、都市計画変更の手続きをしないと生産緑地としての指定は解除されませんので、今回都市計画変更の手続きをさせていただきます。

これから変更箇所を個別にご説明させていただきます。今回は平成30年7月から令和元年6月末までの間に制限の解除となったものが対象となっております。

それでは、箇所別調書をご覧ください。ここに今回変更となった生産緑地の一団番号、変更面

積、変更理由などが記載されています。

それでは、ここからはこの箇所別調書と、議案書の図面を交互にご覧いただきながら一団番号順に案件の説明をさせていだだきます。

なお、議案書には、今回の変更箇所が総括図としても載っていますので、またご覧ください。まず、逢妻町の案件です。団地番号1-2は、主たる従事者の故障により 1,081 ㎡が一部除外となり、残った農地では 500 ㎡という面積要件を満たさなくなるため、団地すべてが除外ということになります。

続きまして、宝三丁目の案件です。団地番号3-2のうち、492 ㎡が除外となりました。理由は主たる従事者の故障によるものです。

続きまして、上重原の案件です。まず、団地番号 4-16 は、主たる従事者の故障により 2,944 ㎡が除外となります。それに伴い、団地の分団が生じたため、新しく団地番号 4-69 を追加しました。また、団地番号 4-38 につきましては、主たる従事者の故障により 1,830 ㎡が除外となります。

続きまして、東上重原の案件です。団地番号4-61は、主たる従事者の死亡により 126 m^2 が除外となります。

続きまして、山屋敷町の案件です。団地番号 5-2 は、主たる従事者の故障により 1,330 ㎡ すべてが除外となります。

続きまして、八橋町の案件です。団地番号8-7は、主たる従事者の死亡により 2,893 m^2 が除外となります。

続きまして、弘法町の案件です。団地番号13-7は、主たる従事者の死亡により 574 m すべてが除外となります。

続きまして、新林町の案件です。団地番号15-8は、主たる従事者の死亡により 1,738 $\rm m^2$ すべてが除外となります。

変更箇所の説明は以上となりますが、ここでもう一度議案書の変更状況調書をご覧ください。 今回の変更により、168 団地あった生産緑地地区の一団数が 4 団地減りまして、164 団地となります。また、面積は 26.8ha あったものが 1.3ha 減りまして 25.5ha となりました。

最後に、この都市計画変更について案の縦覧を9月25日から10月9日まで行いましたところ 縦覧者は1名、意見書の提出はありませんでした。

以上で、議案説明を終わります。

【隅田会長】

第1号議案の説明が終わりました。何かご意見・ご質問等ございましたらよろしくお願いします。

【隅田会長】

今回は変更箇所が多いように思います。主たる従事者の故障と死亡が半々ということです。

【神谷委員】

救急車や消防車が通れないような道路幅の狭い地域もありますので、こういった生産緑地を解

除して開発する際は道路のことを考慮していただきたい。

【隅田会長】

開発する際の道路の基準はないのですか。

【事務局】

開発区域内に築造する道路については基準があります。要件は開発する規模や内容にもよりますが、開発区域外の接続道路をすべて拡幅するようなことは現実的に難しいところです。

【隅田会長】

他にご意見はありませんか。

なければ、質疑を終了し、これより採決に入ります。議案第1号西三河都市計画生産緑地地区 の変更について、賛成の方は挙手をお願いします。

【各委員】

- 举手-

【隅田会長】

全員挙手ですので、本議案は原案どおり異議なしで議決されました。

本日の議決事項は以上となりますので、諮問事項に移ります。諮問第1号「知立市都市計画マスタープラン(案)」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

昨年度から、大学教授や地域団体の代表、市民の方々で構成される知立市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会を設置し、両計画の策定作業を進めて参りました。これまで4回の策定委員会を開催し、計画内容を審議してきました。本日は、両計画の計画書(案)と、概要版(案)を取りまとめましたので、本審議会において意見を頂くために諮問事項としてご説明させていただきたいと思います。

都市計画マスタープランは、第1章序論、第2章全体構想、第3章地域別構想の大きく3つで構成されています。第1章の序論では、都市計画マスタープランとはどういった計画なのか、という説明から入ります。都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものであり、上位計画である「西三河都市計画区域マスタープラン」及び「第6次知立市総合計画」と整合を図りつつ、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域のあるべき姿を示すものです。次に、計画の目標年次は20年後の都市の姿を展望しつつ、概ね10年後の2031年(令和13年)とします。また、計画の対象範囲は、都市計画区域である知立市全域とします。

第2章の全体構想では、都市づくりの基本理念、目標などを設定しています。まず、都市づくりの基本理念として、「暮らしやすさと力強さをみんなで育み輝ける未来を描けるまち」としています。この基本理念に対応する目標として、三つ掲げています。一つ目、「活力あふれる力強

い都市づくり」。まちなか居住を進めながら、交流や賑わいのあふれる都市づくりを行うととも に、モノづくり産業等をより活性化させ、将来にわたって活力あふれる力強い都市づくりを推進 します。ここでは、次世代に向けた魅力的な中心拠点の形成を図ります。また、地域経済を牽引 する産業の活性化を図ります。さらに、利用しやすい交通ネットワークの形成を図ります。

二つ目、「住みよさを感じ続けられ、強くしなやかな都市づくり」。市民が安心して暮らせる都市づくりを行うとともに、都市機能や生活支援機能が充実し、誰もが暮らしやすく、住み続けたいと思える都市づくりを推進します。ここでは、自然災害等に備えた安全・安心な市民生活の確保を図ります。また、子育て世代をはじめ、誰もが暮らしやすい住環境の創出を図ります。さらに、戦略的かつ使いやすい施設の整備・運営を図ります。

三つ目、「愛着を感じ、誇らしく思える都市づくり」。宿場町「池鯉鮒」として栄えた歴史を活かし、歴史資源、文化資源、自然資源を活かし、愛着が感じられ、誇らしく思える都市づくりを推進します。ここでは、誇り高い伝統・文化資源の保全を図ります。また、潤いのある緑とオープンスペースの確保を図ります。さらに、みんなの知立の連携と協働の推進を図ります。

次に、将来都市構造についてご説明させていただきます。本市の「顔」となる『拠点』や、土地利用のあり方を大きく示した『ゾーン』、鉄道や道路の周辺市とのネットワークを示す『軸』を位置づけ、これらより形成され、将来あるべき本市の姿を示します。まず、拠点の設定として、中心拠点を位置付けています。中心拠点では、商業・業務など交流の拠点としての都市機能が立地し、市民や来訪者の多様な活動を支える、本市の「顔」となる場所として、魅力ある都市空間・景観づくりを図ります。次に、ゾーンの設定として、住宅ゾーン、商業ゾーン、産業ゾーン、都市的機能整備ゾーン、工業ゾーン、農業ゾーンを位置付けています。さらに、軸の設定として、都心軸(商業軸)、道路と鉄道の交通軸を位置付けています。これらにより形成される、市の将来あるべき姿を将来都市構造図として示しています。

次に、全体構想の中の分野別方針について抜粋してご説明します。まず、土地利用・市街地整備の方針として、戸建て住宅を中心とした低層住宅地区、中高層住宅や一定の利便施設が立地している一般住宅地区、主要幹線道路沿道の沿道複合地区、知立駅周辺の外縁部等の商業複合地区、知立駅周辺の商業地区、住宅と工場等が共存している住工共生地区、工場が立地している工業地区、人口増加の受け皿となる住宅地を確保し、子育て世代等の定住化等を促進するため、ゆとりある住宅地を主体とし新たに整備する居住促進地区、産業機能の立地需要の受け皿として、本市のモノづくり産業等をより一層振興するため、自然環境、農地との調和に配慮しつつ、広域道路ネットワークのアクセス性が高い地区または、既に工場が集積している地区周辺の一団の農地を活用し、新たに整備する産業促進拠点、農地と集落等が共存する既存集落地区、農地等が広がる農業地区に区分し、土地利用方針図として示しています。

道路整備の方針では、道路、シンボル道路、歩行者・自転車、維持管理に区分し、それぞれの 方針を記載しています。例えば道路では、未整備の都市計画道路の整備推進。シンボル道路では、 知立市らしさを感じられ、歩きたくなる開放的な空間整備。歩行者・自転車では、幅員の狭い道 路の改善など歩行者空間の改善。維持管理では、コスト縮減に配慮しつつ舗装や橋梁の修繕等の 実施、としています。 公共交通の方針の、鉄道では、連続立体交差事業の推進。バス交通では、ニーズに応じた公共 交通サービスの充実。知立駅の駅周辺空間では、周辺の道路や公園等と一体となった、本市の「顔」 にふさわしい駅前空間の形成、としています。

公園・緑地整備の方針の、知立駅周辺では、駅前公園や堀切公園は祭事・イベントなどを開催できる広場空間や緑地の創出。農地では、市街化調整区域の農地は、保全を基本としつつ土地利用を図る場合は、周辺の農地環境に配慮、としています。

河川・上下水道施設整備の方針の、河川では、総合的な治水対策。上下水道施設では、整備効果が高い地区を中心とした公共下水道の整備、としています。

その他都市施設の方針の、公共施設・都市施設では、効率的な運営や複合化の検討。市営住宅・ 住宅団地では、市営住宅における高齢者・子育て世帯等の住宅確保、としています。

都市環境・自然環境および景観の方針の、都市環境では、道路、公園の緑化など潤いのある街並みの形成。自然環境では、東海道松並木や樹林地の保全、社寺境内の良好な植物群落等の植生地の保全。歴史・文化では、世代を超えた歴史文化遺産の保存・継承。景観では、彫刻のある風景づくり、としています。

都市防災の方針の、避難施設等では、市民の誰もが安心して避難できる施設の整備。公共施設等では、公共施設の計画的な維持管理。その他として、家屋が密集する市街地や都市基盤が不足している市街地の防災性の向上、としています。

次に、地域別構想についてご説明させていただきます。ここでは、市域を北部地域、中部地域、 南部地域の3地域に区分し、整理しています。

まず、名鉄名古屋本線より北側の北部地域について、目標を「知立市の玄関口として、次代の 魅力と歴史が融合した、交流と賑わいがあふれるまちづくり」としています。知立駅を核とし、 機能性・回遊性に富んだまちを目指します。また、居住者・来訪者が集い、多彩な活動が展開さ れる活力に満ちたまちを目指します。さらに、由緒ある歴史資源を活用した趣のあるまちを目指 します。地域別構想は土地利用・市街地整備の方針、施設整備の方針、都市環境・自然環境およ び景観等の方針の三つの分野で方針を整理しています。土地利用・市街地整備の方針では、知立 駅周辺は、商業・業務機能の誘導を図るとともに、交通結節点の特性を活用し、子育て支援・社 会福祉・教育・文化等の施設の立地誘導を図ります。また、産業促進拠点は、農地等の周辺環境 に配慮しながら、伊勢湾岸自動車道の広域道路ネットワークへのアクセス性等を活かして産業立 地の促進・誘導を図ります、としています。また、施設整備の方針では、知立駅北口は、人々の 交流の拠点として機能的かつ魅力的な駅前広場を整備し、周辺の道路や公園等と一体となって、 本市の「顔」にふさわしい駅前空間の形成を図ります。三河知立駅周辺では、利用者の利便性や 周辺住民の安全性を高めるよう駅前広場や駐輪場の整備、歩道を含めた駅アクセス道路の整備を 推進します、としています。都市環境・自然環境および景観等の方針では、(都)知立南北線は、 日常的な交流やイベント利用など様々な活動の場所としての活用を検討します。良好な農地は、 産業促進拠点との調和を図りつつ、広がりある緑地として、保全を図ります、としています。

次に、名鉄名古屋本線と猿渡川の間の、中部地域についてご説明いたします。中部地域の目標を「多様な都市機能の立地と交通利便を活かし、住みやすく活気のあるまちづくり」としています。充実した都市機能を活かした生活利便性の高いまちを目指します。また、知立駅を中心に住みやすさと活気が調和したまちを目指します。さらに、良好な住環境と文化施設や歴史資源など

と調和した文化性が豊かなまちを目指します。土地利用・市街地整備の方針として、中心市街地は、連続立体交差事業及び土地区画整理事業の円滑な推進と、賑わいと交流の創出に資する商業環境の機能の向上を図ります。上重原町蔵福寺地区と鳥居地区は、土地区画整理事業の事業化などにより、ゆとりある住宅地の整備を図ります、としています。施設整備の方針では、堀切公園は、子どもから高齢者まで多様な世代が集い・交流できる空間とし、レクリエーション機能や緑が充実した公園整備を推進します。都市環境・自然環境および景観等の方針では、中心市街地は、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した施設等の整備を推進します、としています。

次に、猿渡川より南側の、南部地域についてご説明いたします。南部地域の目標として、「緑を活かした潤いのある空間と調和した、快適なまちづくり」としています。多世代・多文化が共生する快適で住み心地がよいまちを目指します。また、公共交通ネットワークが充実したまちを目指します。さらに、豊かな田園環境を感じられ良好な住環境と調和したまちを目指します。土地利用・市街地整備の方針として、西中IC西地区は、周辺の環境に配慮しつつ、(都)名豊道路や(都)衣浦豊田線へのアクセス性を活かした産業立地の促進を図ります。施設整備の方針では、南部地域の円滑な交通処理及び安全対策のため、県道安城知立線の交差点改良事業を県とともに推進します。明治用水緑道西高根線や猿渡川、吹戸川及び割目川の河川堤防等を利用し、安全で緑豊かな散歩みちを活用するとともに適正な管理を行います。都市環境・自然環境および景観等の方針では、知立団地等は、多文化共生や持続可能な地域コミュニティの形成に向けた居住環境の保全に努めます。緑豊かで潤いある地域の環境を維持するため、産業促進拠点との調和を図るとともに、市街地間に広がる優良な農地の保全を図ります、としています。

次に、中心市街地の目標・方針についてご説明いたします。本市では、知立駅周辺の中心市街地において、連続立体交差事業や土地区画整理事業などを行い、鉄道で分断されている市街地の南北を一体化するまちづくりを進めているのが特徴でありますので、地域別構想とは別に整理しています。中心市街地の目標として三つ掲げております。一つ目が、「市の顔としての拠点整備」。知立駅のポテンシャルをさらに高めるために、交通結節点の機能強化を図るとともに、使いやすい駅・駅周辺として、活気あふれる本市の玄関口の形成を目指します。二つ目が、「まちなか居住と多様なライフスタイルの実現」。子育て世代から高齢者、来訪者などが、様々な暮らし方・働き方ができる環境を整え、人々の活動の幅を広げる中心市街地を目指します。三つ目が、「知立らしさを醸し出す文化・景観の形成」。東海道の宿場町として栄えたこれまでを大切にし、知立らしい文化・景観の形成を目指します。

以上が、都市計画マスタープラン(案)の概要となります。本編の冊子では、第1章の中で市の課題整理や、全体構想では将来人口目標、住宅用地・工業用地フレームの設定なども示しております。

最後に今後のスケジュールですが、12月6日から来年1月6日の1ヶ月間、パブリックコメントを行い、広く市民の皆さまからご意見を頂く予定です。そして来年1月17日に最後の策定委員会を開催いたしまして、今年度末から来年度初旬の公表に向けて、準備を進めているところです。

説明は、以上となります。

【隅田会長】

事務局の説明が終わりました。本審議会に諮問案件として意見聴取をするもの、ということですが、何かご意見・ご質問等ございましたらよろしくお願いします。

【石原委員】

活力あふれる力強い都市づくりを目標として産業の活性化を掲げており、北部・中部・南部地域でそれぞれ産業促進拠点が位置付けられています。今後農地が減っていってしまうことは明確であります。知立市の農業というのは水稲を中心としており、農家の高齢化や後継者問題が今後ますます深刻化していく一方で、市内には4つのグループの認定農業者がいます。認定農業者の方たちは、農業で生計を立てているわけです。産業の活性化が必要ということは理解をしていますし、優良農地を保全するという記載は有り難いと思いますが、認定農業者の生活基盤となる農地も確保できるような計画を進めていただきたいと思います。

【事務局】

今回の都市計画マスタープラン案では、産業の活性化や産業振興というのが一つの目玉となっています。背景としましては、本市は近隣の自治体と比較して製造品出荷額が低く、伸び率も低い現状にあります。そのため、地域の経済を牽引する産業の活性化というのが本市の大きな課題として挙げられています。こういった現状から課題を抽出し、その課題を解決するための方針として産業の活性化を示しています。同時に、認定農業者の方々の生活基盤を守っていくための農業振興施策も今後の課題としてあるわけですが、都市計画マスタープランは、あくまでも土地利用の基本的な方針を示すものですので、産業促進拠点としての位置付けはさせていただきながら、産業振興施策につきましては、今後事業を進めていく中でも、認定農業者の方々と調整を図りながら、別途検討していくことになります。

【隅田会長】

生きていく上で必要な食料の問題でもありますので、産業振興と農業振興と同時にやっていかなくてはならない、ということです。

【石原委員】

今回の都市計画マスタープランについて理解はしていますが、なし崩し的に土地利用の方針が 決まって、農地がどんどん減少していくことに心配はしています。

【神谷委員】

移設が計画されている三河知立駅について、移設後も駐輪場ができるのかと思います。知立駅 のようにしっかり管理されるように対策をお願いします。

【事務局】

知立駅ではシルバーの方に管理していただいていまして、同じように管理していくことになる と思います。

【神谷委員】

できれば委託費がかからないようにできるのが良いと思いますが、よろしくお願いします。

それと、都市計画マスタープランの中心市街地のまちづくり方針図に、本陣跡などと記載がありますが、現地では碑や看板が立っていると思います。看板のデザインなどを統一し、文章も見やすくする工夫があると観光の面でも良いと思います。

【事務局】

現段階で具体的に何か決まっているわけではないですが、歴史文化基本構想に活用していく方 針が示されています。

【田中委員】

都市計画マスタープランと緑の基本計画は、地方自治法第96条第2項に基づき、議会の議決 すべき事件として定められています。パブリックコメントが終わった後、来年の3月議会の議案 として挙がりますので、そこで意見を言わせていただこうと思いますが、一点だけご質問します。

今回の都市計画マスタープランは11年という計画期間が設けられており、内容も現行計画から様々なマイナーチェンジはあろうかと思いますが、現行計画から一番変わった部分を教えてください。

【事務局】

全体構想での基本理念や目標でご説明したとおり、今回の計画案には「力強さ」という言葉が入っています。ここが強調したい部分であり、中心拠点の魅力向上や産業振興というものを強く打ち出していきたいという思いがあります。そこを反映する形で、将来都市構造図での中心拠点設定や土地利用方針図での産業促進拠点の追加が一番変わった部分かと思います。

【隅田会長】

他に意見のある方はいますか。

毎年同じ委員というわけではありませんし、良い機会ですので知立駅周辺等の事業進捗を説明 していただけますか。

【事務局】

連続立体交差事業は事業費ベースで 47%の進捗です。竣工は令和 5 年度を目指しているところです。現場を見ていただければ分かりますが、現在は知立駅の仮駅舎の築造と、名鉄本線の橋脚をつくる工事を中心に行っているところです。土地区画整理事業については、事業費ベースで約70%の進捗です。一番時間のかかる建物の移転は約80%が終わっているところです。来年、再来年にかけてさらに移転を進める予定をしています。土地区画整理事業区域内の堀切地区は、三河線の現線路がなくなり高架しないことには整備ができませんので、鉄道高架事業の完成後、数年かけて行っていくことになります。駅の北側にできましたエキタス知立という再開発事業につきましては、今年の1月から入居が始まっております。組合施行という形で事業を行いましたので、

組合の解散が一つの区切りになりますが、近々予定しています。また、市営駐車場があります西 新地地区につきましては、地権者さんとの同意を得ながら再開発事業として高度利用を図ってい く予定ですが、まだ事業としてはスタートしていない状況です。竜北中学校のほうに移設する三 河知立駅は、約3年後を目処に進めているところです。平面の駅になりますので、豊田方面へは 北側から、知立駅方面へは南側から電車へ乗るような形を想定しています。

事業進捗の概要としては、以上となります。

【隅田会長】

ありがとうございます。他に意見は無さそうですので、諮問第2号「知立市緑の基本計画(案)」 について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

緑の基本計画では、第1章緑の基本計画の概要として、本計画の法的な位置付けや今回の改定の背景などを整理しています。次に第2章知立市の現況として、本市の概要や特性、緑の現況量などを整理しています。第3章では知立市の課題を整理しています。第4章では、知立市の目指すべき緑の姿として、課題から導き出される緑の将来像や基本方針、計画の目標を整理しています。第5章施策では、将来像や基本方針、目標を達成するための施策について整理しています。第6章重点的な取り組みとして、緑化重点地区と保全配慮地区を定めた内容となっています。以上が、本計画の構成となります。

続きまして、計画の概要についてご説明いたします。緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に おいて「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、緑地の適正な保全及び 緑化の推進に関して定める計画です。

本計画の対象となる緑とは、樹木や草花などの植物のみを意味するのではなく、緑を含む空間を意味しており、公園や広場、街路樹、河川だけでなく個人の庭園や農地、社寺まで含んでいます。また、緑の機能として、「環境保全」、「レクリエーション」、「景観形成」、「防災」の4つの機能を有しています。計画の目標年次は2031年です。計画の対象範囲は知立市全域が対象です。人口の見通しとして、現況を2018年時点の71,771人、目標年次の人口を約75,000人としています。

緑の現況として、知立市では都市公園等は 68. 1ha 整備されており、人口 1 人当たりでは 9.5 ㎡ となります。緑地は 492. 82ha となり、市域に占める緑地の割合は約 30%となっています。

続きまして、緑に対する市民意識として、市民アンケート結果の一部を掲載しています。緑に対する満足度と重要だと思う緑の方針を掲載しています。

次に、緑の課題として、知立市の現況や特性把握、緑の現況やアンケートの結果より課題を整理しています。課題を緑全般、都市公園、都市公園以外の施設、社寺、農地、河川、活動の7区分に分けて整理しています。抜粋してご説明します。

都市公園では知立駅周辺の緑の量・質の充実。都市公園以外の施設では住宅や事業所等の民有地の緑化。寺社では歴史・文化を伝える知立の特徴的な緑の保全・活用。活動では多様な主体による公園等の管理推進等を課題としました。

続きまして、知立市の目指すべき緑の姿として、緑の課題等を踏まえ、緑の将来像と基本方針を定めました。緑の将来像として「みんながつながり豊かに暮らせる緑のまち」としました。

また、将来像の達成に向け3つの基本方針を定めました。基本方針1、安らぎとにぎわいある都市を形成する緑の創出、こちらは緑を創ることを意味しています。基本方針2、池鯉鮒らしさを彩る緑の継承、こちらは緑を守ることを意味しています。基本方針3、みんなで進める緑のまちづくり、こちらは緑の活動を意味しています。

次に知立駅や知立神社、無量壽寺等を緑の拠点として緑道や河川で結び、緑のネットワークをイメージした公園緑地の方針図を掲載しています。

次に緑の将来像や基本方針の達成状況を評価するために 5 つの目標値を定めました。一つ目、都市公園等の整備量として、現況では 1 人当たり 9.5 ㎡、目標値を 10.7 ㎡まで増やす事を目標としました。二つ目、緑地の確保量として現況では 30%、目標値を 25%としました。今後の市街化編入や開発を踏まえて目標値を設定しました、目標値としては減少してしまいますが、これ以上の減少を防ぐことを目標としています。三つ目、公園の人口カバー率です。公園には誘致距離がありまして、その誘致距離の中でどれだけの人口をカバーできているかの指標となります。公園等や都市公園についてどちらも現状を維持することを目標としました。四つ目、公園愛護会の設置率、公園愛護会とは公園で清掃活動などを行うボランティア団体のことです。こちらの団体を67 団体から 83 団体に増やす事を目標としています。五つ目、市民アンケートの緑の満足度について目標値を定めました。緑に対しての満足度「とても満足」「満足」の割合を 13%から 18%へ増やすことを目標としました。

続きまして施策の説明をさせていただきます。基本方針毎に施策をまとめています。基本方針1では、緑の拠点となる公園の整備や身近な公園・緑地の整備、知立駅の緑化等としました。基本方針2では、知立の歴史を伝える緑の保全や農への多様な団体の参画促進等としました。基本方針3では、緑に関するイベントの開催と市民の積極的な参加の推進や、市民との協働による公園や街路樹の管理・育成等としました。

最後に重点的な取組みとして、本計画では緑化重点地区や保全配慮地区の設定をしています。 緑化重点地区とは都市緑地法に基づき、駅前等都市のシンボルとなる地区や緑が少ない住宅地な どを対象とし、重点的に緑化を推進していく地区となっています。また、保全配慮地区とは都市 緑地法に基づき、風致景観の保全や生物多様性の保全、都市住民の自然とのふれあいの場の提供 等の観点から重要となる自然的環境に富んだ地区を対象とし、緑地の保全に配慮を加えるべき地 区となっています。

緑化重点地区は知立駅の周辺の区域としました、保全配慮地区は八橋周辺保全配慮地区と西町 周辺保全配慮地区を設定しました。

また、緑化重点地区の取組として、駅周辺道路の緑化の推進や民有地の緑化促進など6つの取組を定めました。まず保全配慮地区の取組をとして、八橋周辺保全配慮地区では八橋かきつばた園のカキツバタの再生・保全を行うとともに東海道松並木や社寺林等の保全に配慮することとしました。次に西中周辺保全配慮地区では県市の天然記念物は知立市文化財保護委員会や所有者、住民等と連携しながら管理・保存することとしています。

説明は以上となります。

【隅田会長】

事務局の説明が終わりました。こちらも諮問事項として本審議会へ意見聴取をするもの、とい

うことですが、何かご意見・ご質問等ございましたらよろしくお願いします。

【石原委員】

施策の「農への多様な団体の参画促進」の中で、官民連携による農の機会確保、農産物の付加 価値の向上支援と記載がありますが、具体的にどんな内容を想定しているのですか。

【事務局】

官民連携による農の機会確保では、具体的に何か決まっているというわけではないのですが、 八橋町で行っている、かきつ畑プロジェクトをイメージしています。

【石原委員】

まさに八橋町で農業法人や農業委員会も含めて行っているプロジェクトですが、緑の基本計画では、そういった取り組みに対して支援を行うなどの思いがあるということですか。

【事務局】

計画のなかで、そのように位置づけます。

【石原委員】

行政としての支援というのは、人的支援なのか、費用面での支援なのか、検討されていること はありますか。

【事務局】

現状の取組みは予算化し支援を行っているところであると思います。非常に良い取り組み事例 として認識していますので、八橋町のみでなく他地区でも同様な取組ができれば、という思いで 計画には掲載させていただいております。

【石原委員】

上重原地区などでも展開できたらという気持ちはありますが、やはり人的支援、費用面での支援が必要になってきますので、是非ご検討いただけたらと思います。

【事務局】

基本計画という性質上、本計画の中でそこまでの記載は難しいですが、農業振興地域や生産緑地を活用することもできるかもしれないということで、施策方針として記載させていただいております。

【隅田会長】

計画の中に市民農園についての記載が無いのですが、何か理由はあるのですか。

【事務局】

関係部局との調整により、2031年という目標年次までの市民農園の方針が定まっていないため 記載していません。

【隅田会長】

毎年生産緑地が減っていく中で、市民農園のような利用も選択肢としてあると良いと思います。

【石原委員】

農業委員会の中でもこれから検討していきますが、市街化区域の中で耕作されていない農地があります。雑草が茂っていると近隣の人に迷惑なので、有効に活用できるようになると良いと思っています。なかなか難しいですが、リタイアされた方や子育て中の主婦層にも声かけしながら、上手く活用してもらえる方法を検討し、この緑の基本計画でいうところの緑の創出に繋がればと思っています。

【隅田会長】

農への興味を持っている方はだんだんと増えているように思います。多様な主体の参画が進めていけるといいと思います。

他にご意見・ご質問はありますか。

無ければ、これで諮問事項を終了し、最後に事務局から連絡事項をお願い致します。

【事務局】

予定している今年度の審議会は本日が最後となります。また、今年度末で委員の皆さまの任期 が満了となります。2年間ご協力ありがとうございました。また来年以降も委員就任のお願いを させていただく方もいらっしゃるかと思いますので、よろしくお願い致します。

【隅田会長】

それでは、これをもちまして本日の知立市都市計画審議会を終了いたします。 ご協力いただき誠にありがとうございました。